

目次

CONTENTS

1	計画策定の趣旨	P 1
2	SDGsとUR都市機構の環境配慮について	P 2
3	UR都市機構の環境配慮方針	P 4
4	日本における温室効果ガス排出の特徴とUR都市機構の役割	P 5
5	計画の基本的な事項	P 6
6	地球温暖化対策の基本的な考え方	P 7
7	UR都市機構のCO ₂ 排出削減の枠組み	P 8
8	CO ₂ 削減の数値目標	P 10
9	各分野の目標と行動	P 11
10	地球温暖化対策を推進する仕組み	P 19

1

計画策定の趣旨

近年、世界や日本において気候変動による異常気象が頻発し、甚大な災害を目の当たりにしている。2015年には「国連気候変動枠組条約(COP21)」においてパリ協定が採択され、日本は2030年度に温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げている。特にUR都市機構との関係が深い、「業務その他・家庭部門」においては、約40%削減するという高い目標値が定められ、政府実行計画においても同様の目標値が掲げられている。

2015年には国連において「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、17の目標の一つに気候変動が掲げられている。さらに、2018年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」ではCOP21、SDGs等を踏まえ、分野横断的に6つの重点戦略が示されており、UR都市機構の事業とも関連性が高く、今の時代の要請に総力を挙げて取り組むことが求められている。

また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)「第5次評価報告書」では、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」、自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する「適応策」の双方が不可欠であることが示されており、効果的な緩和及び適応の推進が必要となっている。また、気候変動適応法(2018(平成30)年6月13日公布)により国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

UR都市機構では、2008年に地球温暖化対策実行計画“UR-eco Plan 2008”を、2014年にはそれを承継した“UR-eco Plan 2014”を策定し、温室効果ガス(主に二酸化炭素)の排出削減を推進してきた。

このような認識の下、事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進するため、本実行計画“UR-eco Plan 2019”を策定した。

その後、顕著となった世界的な脱炭素化への動き、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言、「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正など、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直しなどを反映させるため、2022年7月に一部計画を見直した。

2

SDGsとUR都市機構の環境配慮について

2015年に国連において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は2030年までに市民や行政、企業等すべての人が一丸となって貧困の撲滅や自然環境の保全等、世界が持続可能な開発を実現するための重要な指針であり、17の目標と169のターゲットを掲げている。



出典：国際連合広報センター

UR都市機構では都市再生、賃貸住宅、災害復興という3つの分野を柱として業務を展開しており、ステークホルダー、事業パートナーと連携しながら、分野横断的に環境負荷の低減を推進している。今後はSDGsの考え方も取り入れ、先端技術（IoT、AI等）やグリーンインフラを活用し、さらに幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化して、持続可能でレジリエンスの高い循環共生型のまちづくりをめざす。



- 環境に配慮した計画の策定、工事の実施
- 環境負荷の軽減に配慮した施工の誘導
- 建設副産物のリサイクル
- 建物内装材の分別解体
- 環境物品等の調達（グリーン購入）
- 環境配慮契約の締結（グリーン契約）
- オフィス等の省エネルギー化
- 職員の環境意識向上
- 省エネ行動



資源

- 建設副産物の3Rの推進
- KSI住宅
- 省資源設備の設置
- 建物・団地の長寿命化

- 環境性能の高い建物の整備
- 高効率機器の設置
- エネルギーのモニタリング
- 再生可能エネルギー(太陽光等)の活用



エネルギー

UR都市機構

- 賃貸住宅
- 都市再生
- 災害復興



環境負荷の少ない事業執行



ライフスタイルコミュニケーション



- お住まいの方への環境配慮の呼びかけ
- 環境にやさしいライフスタイルの支援
- 地域やお住まいの方とのコミュニケーション
- 社会貢献活動の実施
- ミクストコミュニティ
- 事業パートナー等との連携
- 海外展開支援



安全・安心 快適性



- VOC(揮発性有機化合物)対策
- 土壌汚染対策
- 良好な都市景観
- 耐震性の確保
- 防災公園の整備
- 密集市街地の改善
- 雨水流出抑制の整備
- 高齢者・子育て支援
- 健康寿命サポート住宅
- 地域医療福祉拠点



自然環境

- 緑地の創出・保全
- 生物多様性の保全
- 建築物の屋上や人工地盤の緑化
- ヒートアイランド対策
- 地域の水循環の確保
- 既存樹木の有効活用
- 都市公園の整備

3

UR都市機構の環境配慮方針

UR都市機構は、まちや住まいづくりを進めていくに当たっての環境について配慮すべき視点を取りまとめ、2005（平成17）年度に「環境配慮方針」を策定した。今後、更なる持続可能な循環共生型社会の実現に努める。

1 環境にやさしいまちや住まいをつくります

- ①都市の自然環境の保全・再生に努めます
- ②まちや住まいの省エネルギー化を進めます
- ③資源の有効利用と廃棄物の削減に努めます
- ④まちや住まいの安全・安心と快適性を確保します
- ⑤皆様と一緒に環境に配慮したライフスタイルを考えます

2 環境に配慮して事業を進めます

- ①環境負荷の少ない事業執行に努めます
- ②環境に関して皆様とコミュニケーションを深めます

4

日本における温室効果ガス排出の特徴とUR都市機構の役割

2016年時点での日本の温室効果ガス排出量の約92%は、エネルギー起源のCO₂が占める。部門別に2005年からの推移をみると、「産業部門」では10.4%、「運輸部門」では11.9%減少している。「業務その他部門」は1.2%減少しているものの、「家庭部門」は8.2%増加しており、重点的な対策が必要となっている。

UR都市機構は、都市再生や約73万戸のUR賃貸住宅の適切な管理などを担っており、CO₂排出量を2030年度に2013年度比40%削減することが求められている「業務その他部門」及び「家庭部門」を中心に事業を展開している。“UR-eco Plan 2014”では「2005(平成17)年度を基準とした2018(平成30)年度における各分野のCO₂排出量の合計を44,000トン削減する」ことを数値目標として掲げ、過年度において達成済みだが、本実行計画においてもこれまでの経験を活かしながら、賃貸住宅にお住まいの方や民間事業者、地方公共団体等と連携して、次世代に受け継いでいける環境をプロデュースしていきたいと考えている。

5

計画の基本的な事項

1) 計画の対象分野

UR都市機構が担っている業務分野は、「1.都市再生」「2.賃貸住宅」「3.災害復興」の3つである。

本計画は、1～3と「4.建設工事」及びこれらの業務を進めるため職員が執務を行う「5.オフィス」の5つの分野を対象にしている。



2) 対象とする温室効果ガス

- 二酸化炭素 (CO₂)

(日本の温室効果ガス排出量の約9割を占める。)

3) 目標年度と基準年度

- 短期目標年度：2023年度
- 中長期目標年度：2030年度
- 基準年度：2013（平成25）年度

6

地球温暖化対策の基本的な考え方

UR都市機構が進める環境への配慮は、2005(平成17)年に宣言した「環境配慮方針」に基づいて実行している。地球温暖化対策については、事業の特性を踏まえ、分野横断的に特に下記の諸点に留意する。

1) 持続可能な循環共生型のまちづくりをめざす

第五次環境基本計画の概念を踏まえ、SDGsの考え方も活用し、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化して、持続可能でレジリエンスの高い循環共生型のまちづくりをめざす。

2) あらゆる分野で地球温暖化対策を進め、削減総量の拡大をめざす

地球温暖化の抑制のためには、CO₂排出総量を削減することが重要であることから、マテリアルフローの枠にとらわれず、あらゆる分野で地球温暖化対策を推進する。

3) 居住者や民間事業者・地方公共団体などとの連携・協働を展開する

地球温暖化対策の先導的な役割を果たし、CO₂排出の削減総量を拡大するため、UR賃貸住宅の居住者や事業パートナー（民間事業者や地方公共団体など）、工事受注者などの関係者の理解と協力の下、連携・協働する。

また、民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの活用を推進する。

4) 技術的な蓄積及び先端技術を活かした計画・設計や研究開発を推進する

これまで培ってきた「まち・住まい」に関する環境配慮の実績やノウハウを活かした計画・設計を進めるとともに、IoT、AI等のSociety5.0の革新的先端技術の活用を推進するために必要な研究開発や技術開発を行い、順次追加対策を実施する。

5) グリーンインフラを推進し、安全・安心・快適な環境を創出する

まちづくりにおいて実践し培ってきた緑の保全・創出や地域の生態系の保全など環境配慮に関する技術を活かしながら、自然の力を活用するグリーンインフラの取り組みを推進し、環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図り、安全・安心・快適な環境を創出する。

7

UR都市機構のCO₂排出削減の枠組み

UR都市機構がCO₂の排出に関与する度合いにより、計画の対象分野を次のように整理し、CO₂排出削減の枠組みとしている。

主体領域

UR都市機構が直接CO₂排出に関わっており、主体的に削減する領域

- UR賃貸住宅の共用部
- オフィス

整備・誘導領域

UR都市機構が整備・誘導することでCO₂削減に寄与する領域

- UR 都市機構が整備する建築、基盤、設備などで、居住者や利用者がエネルギーの消費に係るもの
- UR 都市機構が環境配慮項目等を設定することで、事業者がCO₂削減に資する整備を実施するものなど
- UR都市機構が環境に配慮したライフスタイル等を提案し、居住者が実施するものなど

UR 都市機構の地球温暖化対策の枠組み

- **主体領域** URが直接CO₂排出に関わっており、主体的に削減する領域

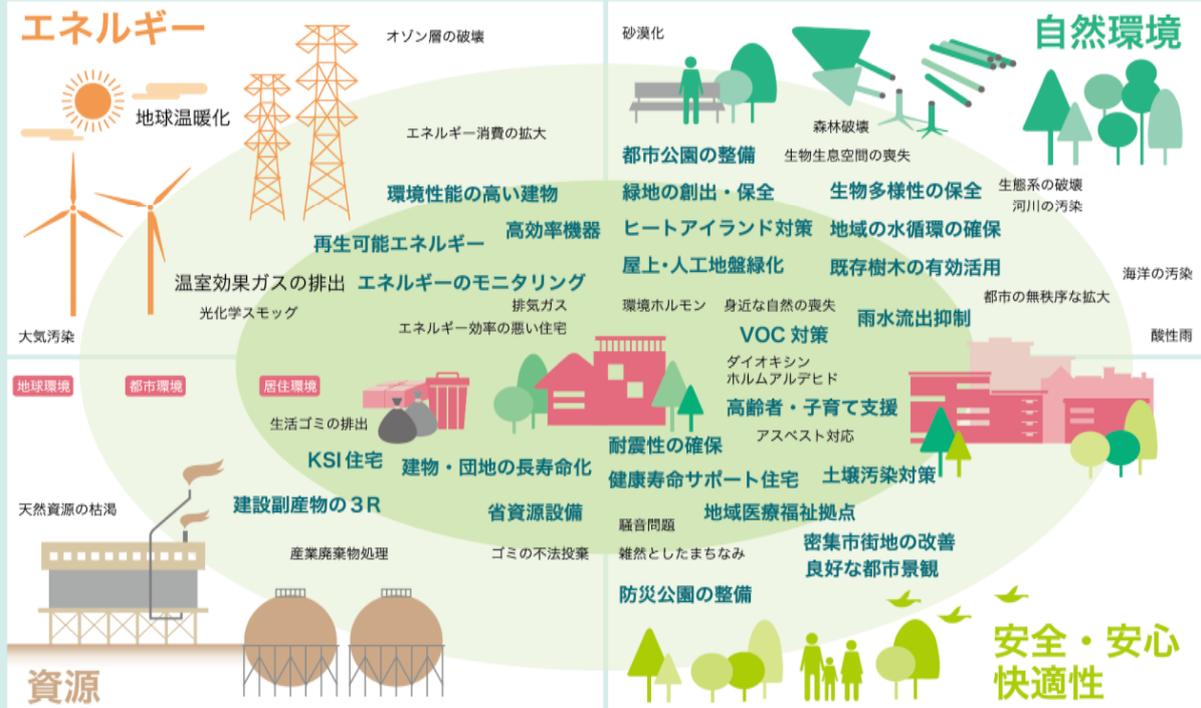
UR賃貸住宅 共用部

オフィス

本社・本部・支社、出先事務所、
営業センター、住まいセンター

- **整備・誘導領域** URが整備・誘導することでCO₂削減に寄与する領域

(太字：UR都市機構で採用 黒字：環境に関する課題)



〈活用〉 IoT・AI BIM・CIM グリーンインフラ

8

CO₂削減の数値目標

1) 対象

「UR都市機構が直接CO₂排出に関わっており、主体的に削減する領域」（主体領域）である、UR賃貸住宅の共用部及びオフィスを対象とする。

2) 中長期数値目標

政府が掲げている目標値を前倒しで実現し、「2013年度を基準として、UR都市機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに45%削減する」ことを目標とする。（電力排出係数の改善(約26%)を見込んだ数値）

3) 短期数値目標

① 基準・期間

2013（平成25）年度を基準とした2023年度における値

② 目標値

総排出量98,400トン／年、削減率15.9%（電力排出係数は基準年(2013年)の数値とする。）

基準年(2013年)の総排出量117,000トンに対する削減量18,600トン

※数値目標を訂正(2020年3月)

9

各分野の目標と行動

1 都市再生

- ① 建築物の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用、省エネ設備等の導入などにより、エネルギーの効率的な利用等を推進する。
- ② 緑地の整備などによるヒートアイランド対策など、街区・地区単位で環境に配慮した計画・設計を進める。
- ③ 民間事業者等との連携により、環境に配慮した開発を誘導する。
- ④ 公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。
- ⑤ 海外展開に当たっては、まちづくりや住まいづくりのノウハウ等を活用し、循環共生型都市開発等へのニーズに対する支援を行う。

■具体的な行動

- ① エネルギーの効率的な利用
 - 建築物を整備するに当たっては、環境性能に配慮した建築設計を行い、再生可能エネルギーの活用、省エネ性能の高い冷暖房や給湯等の設備や機器などの導入により、エネルギー使用の削減や効率的な利用を推進する。
- ② 街区・地区単位での環境負荷低減の推進
 - 市街地の整備に当たっては、地域冷暖房や風の道などの街区・地区単位で環境に配慮した計画・設計を進め、省エネや熱環境の改善を推進する。
 - 街路や公園などの公共施設の整備に当たっては、地方公共団体などの関係機関と連携し、地区特性などを踏まえ、先導的な事例を含めた環境配慮技術の導入、水循環の保全、自然エネルギーの活用などを推進する。
- ③ 民間事業者等との連携
 - 再生可能エネルギーの活用等による都市の低炭素化や環境配慮に資するコーディネートを実施する。
 - 民間事業者と連携し、緑地の確保や省エネ機器の設置など環境への配慮を呼びかけるとともに、開発計画書等により環境配慮対策の把握に努める。

- 土地区画整理事業においては、宅地の所有者に対して、環境配慮に資する敷地利用等と呼びかける。
- ④ 良好な都市景観の形成
- 周辺とのネットワークの形成を意識した広域的な視点で、グリーンインフラを活用した計画・設計を進める。
 - オープンスペースや屋上には、ヒートアイランド対策としても有効な緑地の創出や屋上緑化を進め、緑豊かな環境を創出する。
 - にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や、住民の都市に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、樹木等の環境資源を積極的に活用する。
- ⑤ 海外展開に当たってまちづくりや住まいづくりのノウハウ等を活用
- 我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たって技術支援、専門家派遣等の人的支援を通して、アジア等の新興国において急速に高まる循環共生型都市開発等へのニーズに対する支援を行う。
 - UR都市機構がこれまで蓄積してきたまちづくりや住まいづくりのノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、環境に配慮した提案を行う。

■対象事業

- 都市再生事業(市街地再開発、土地区画整理、土地有効利用、敷地整備、防災公園街区整備)
- 都市公園受託事業
- 海外展開支援事業

2 賃貸住宅

- ① 建替えや改修等において、省エネ性能の高い機器等の導入を順次進める。
- ② 建替えや改修等において、建築物の断熱性の向上を図るなど、環境性能の高い建物の整備を進める。
- ③ 民間事業者等と連携し、再生可能エネルギーの活用を進める。
- ④ 建築物の適切な修繕等により、団地の長寿命化を進める。
- ⑤ 団地の整備において、環境配慮に向けて、居心地のよい空間形成を図るとともに、良好な都市景観の形成に努める。
- ⑥ 居住者とのコミュニケーションにより、環境配慮に向けた連携を進める。

■具体的な行動

- ① 省エネ型の設備や機器の積極的な導入

[専用部]

- 建替えにより新しくなる住宅には、ファミリー向け住宅を中心に潜熱回収型給湯器を設置し、台所及び洗面には水優先吐水機構を有する水栓を設置する。既存住宅においても、従来型給湯器の取替えが必要な機会等に合わせて、潜熱回収型給湯器へ順次取り替える。
- 建替えにより新しくなる住宅には、節水型便器を標準的に設置する。

[共用部]

- 共用部の電力使用の過半を占める照明については、建替えや修繕の機会に合わせて、省エネ性能の高い照明器具への転換を積極的に進める。また、住棟内の階段や廊下の照明については、センサー等を活用した減光制御技術等による省エネ対策を進める。
- エレベーターや給水ポンプについては、インバーター化により省エネルギー化を進める。

② 建築物の環境性能の向上

- 建替えに当たっては、国の方針に基づき、設計に反映できる団地から ZEH（ZEH-M Oriented）（※1）相当の仕様を標準化していく。
- 既存の建築物については、住戸の改修の機会に合わせて行う断熱性の向上に加え、国の財政支援に基づく複層ガラス化等を実施し、①なども組み合わせた環境性能の高い団地の整備を進める。その際、断熱効果をより改善する設備の普及に向け、開発を担う民間との連携や試行的な導入の検討なども行う。

③ 再生可能エネルギーの創出

- 建替えに当たっては、管理の安全性が確保できない場合、設置効果が見込めない場合等を除き、太陽光発電設備の設置を標準化していく。
- 既存の建築物については、屋上等を活用したオフサイトPPA（Power Purchase Agreement（電力売買契約））（※2）モデルの検討を進める。

④ 団地の長寿命化

- 新たに建築物を建設する際は、長期の耐久性を備えたものにより、将来の建設副産物の発生等を抑制する。
- 既存の建築物については、従来の供給年代ごとの単一的な管理・整備手法から、団地ごとの特性に応じた多様な事業手法へ転換していくことを基本としており、供給年度が古い団地についても、建替えだけでなく、適切な修繕や改修等により継続管理を行うなど、団地の長寿命化を進める。

⑤ 良好な都市景観の形成

- 団地のオープンスペースの整備においては、緑化の推進、水循環の保全、自然エネルギーの活用など、環境への配慮を進める。
- 既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラの取組みを推進し、環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るとともに、良好な都市景観の形成に努める。

⑥ 居住者とのコミュニケーション

- 広報紙や入居時の配布資料などにより、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報提供やコミュニケーションを図り、居住者と連携してCO₂排出の削減をめざす。

※1 ZEH^{ゼッチ}（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅。集合住宅については、住棟単位、住戸単位の両方で評価(住棟単位での評価の場合にはZEH-Mと表記)。

窓や外壁などの外皮の断熱性能について地域ごとに設定されている「強化外皮基準」を満たし、かつ、省エネ基準から20%以上の一次エネルギー消費量の削減が必要。

住棟単位での評価の場合には、住宅の規模に応じて一次エネルギー消費量の削減について目指すべき水準が設定されており、6階建て以上の住宅は、「ZEH-M Oriented」として、再生可能エネルギー等を除き、20%以上の一次エネルギー消費量削減を満たす必要がある。

※2 オフサイトPPA（Power Purchase Agreement）

太陽光発電事業者が発電設備を設置し、発電した電力を建物所有者等が購入し、発電場所以外の場所で消費するもの。

■対象事業

- UR賃貸住宅の団地再生事業、管理事業

3 災害復興

- ① 基盤整備においては、地元公共団体などと連携し、環境への配慮を推進する。
- ② 災害公営住宅の整備においては、地元公共団体などと連携し、省エネや環境への配慮を推進する。
- ③ 景観と周囲との調和に配慮した整備に努める。

■具体的な行動

- ① 基盤整備における環境への配慮
 - 震災復興事業に係る基盤整備において、地元公共団体などと連携し、環境に配慮した街区などの計画、設計を行うとともに、工事における建設副産物のリサイクルを効率的に行うなど、環境負荷低減を進める。
- ② 災害公営住宅における環境への配慮
 - 地元公共団体などと連携し、災害公営住宅の整備において、省エネや環境に配慮した住宅の計画、設計を行うなど、環境負荷低減を進める。
- ③ 景観と周囲との調和に配慮した整備
 - ワークショップなどを通じてコミュニティ形成を行い、地域に根ざした歴史ある街並みとの調和に配慮した整備を行う。

■対象事業

- 震災復興事業

4 建設工事

- ① 入札契約制度の工夫等により、工事受注者による環境に配慮した施工等を誘導する。
- ② 工事の実施においては、建設副産物の積極的なリサイクルを推進する。

■具体的な行動

- ① 環境負荷の軽減に配慮した施工の誘導
 - 入札契約手続として、総合評価方式に地球温暖化等の環境負荷の軽減に関する項目を設け、工事受注者による環境への配慮を誘導する。
 - 建設工事の実施に当たっては、工事受注者にグリーン購入法の趣旨を尊重することを求め、排出ガス低減性能の優れた建設機械の使用や環境負荷の少ない施工等を推奨する。
- ② 建設副産物のリサイクルの推進
 - 都市再生、団地建替え等の建設工事においては、工事間での調整や発生現場でのリサイクルなど、建設副産物の積極的なリサイクルを推進する。

5 オフィス

- ① 省エネ行動を継続的に実践し、エネルギー使用の合理化に努めるとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。
- ② 環境に配慮した物品調達や役務の契約を推進するとともに、組織や業務の効率化を進める。

■具体的な行動

- ① 省エネ行動や3Rの推進
 - 職員一人ひとりがCO₂排出の削減に配慮して業務を行う意識を持ち続けるとともに、これまでの実施状況を適時確認することにより、その効果を維持・継続する。

- 暖房や冷房の温度設定については、常に省エネに留意するとともに、自然換気が導入できる職場では機械による空調を抑制する。
- 廊下や階段等における照明の節減(部分消灯や人感センサー付き照明等)、昼休みなどにおける執務室の自動消灯、パソコンやコピー機などの省エネモード化、直近階移動時の階段利用の励行などによる節電を進める。
- 電化製品やOA機器の更新時には、極力省エネ型に切り替える。
- 業務用連絡車の効率的な運用、経済運転(エコドライブ)の励行、低公害車の導入や自転車の活用などにより、業務用車両の燃料使用量の削減を進める。
- 会議や打合せに使用する用紙類は最小限になるように心がけ、両面印刷や集約印刷などにより、用紙類の使用量の削減を進める。
- ゴミの分別回収を推進し、廃棄物の減量やリサイクルを推進する。
- 節水型の水栓やトイレの流水音発生器の使用などにより、節水等を推進する。
- 地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動である「COOL CHOICE」のロゴを社内の掲示物等に活用することで職員への啓発を行い、健康面にも配慮しながら省エネ行動を推進する。
- ワーク・ライフ・バランスの向上とともに環境負荷の削減に寄与する。
 - ・ サテライトオフィス、テレワーク、モバイルワークの活用により、交通機関の利用を抑制する。
 - ・ ノー残業デー、ノー残業週間の設定により、オフィスの消費電力抑制に努める。
- 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。

② 環境に配慮した物品の調達、組織の効率化等

- 物品の調達や役務の契約においても、環境に配慮した購入や契約を進める。
- 組織や業務の効率化を進め、環境負荷の低減を進める。

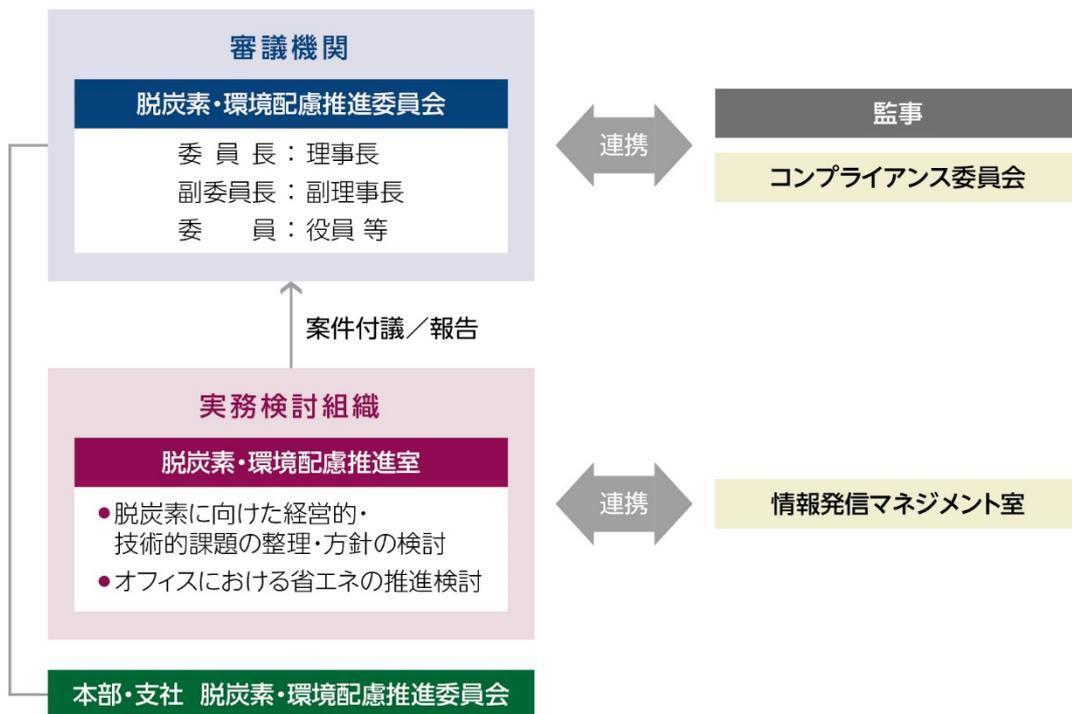
10

地球温暖化対策を推進する仕組み

1) 環境マネジメントシステムと方策

- 本社・各本部等において環境マネジメントシステムを充実し、PDCAサイクルによる環境への配慮を推進する。
- 「脱炭素・環境配慮推進委員会」によるフォローアップ
- UR都市機構の「脱炭素・環境配慮推進委員会」は、本計画の実施状況を点検し、地球温暖化対策の推進や改善について審議する。

環境配慮推進体制



- 職員研修や職場広報
- 地球温暖化や省エネルギーに関する知識や技術の向上のための職員研修を行うほか、先進事例等を学習する「都市環境セミナー」などを開催する。
- 社内広報誌や社内イントラなどを活用し、地球温暖化対策の進行状況等を社内に周知する。
- 職員への環境に関する情報共有と知見を深めるため、都市環境レポートを定期的に発行する。
- eラーニング等を活用し環境への配慮の啓発を行う。

- 点検と見直し
- 中期計画などとの整合性を確保するため、必要に応じて本計画を点検し、見直しを行う。

2) 研究開発の推進

- IoT、AI、ICT等、Society5.0の革新的先端技術及びグリーンインフラを活用し、事業における環境負荷の低減につながる研究開発並びに国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究を推進する。
また、BIM・CIM推進への対応により、業務効率化の側面から環境負荷低減を図る。

- 環境負荷低減に資する重点テーマ
- 低炭素社会の実現、住宅の省エネ性能向上
- 環境保全、自然との共生
- ストックの維持・更新・再生（長寿命化）

- 今後も研究開発や技術開発の動向等を継続的に調査し、効果的な地球温暖化対策を本計画に追加するなど、地球温暖化対策をより積極的に推進する。

3) 実施状況の公表

- 計画の実施状況については、毎年発行する「環境報告書」に記載するとともに、インターネットのホームページに掲載し、広く閲覧できるようにする。

街に、ルネッサンス



独立行政法人 都市再生機構

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1

横浜アイランドタワー

TEL:045-650-0111



2022.7